

入学試験を受験するために新たに日本へ入国する外国人志願者の 査証取得及びレジデンストラックに係るサポートについて

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に伴い、日本国外に在住する外国人の方で、入学試験を受験するために新たに日本へ入国する場合（再入国を除く）には、本学が招へい人となり「短期商用等」査証取得及びレジデンストラックに係るサポートを行います。

本サポートを申請する場合は、以下の【手順1～3】が必要となりますので、手続きの概要や個人情報取り扱いに関する同意条項等を確認のうえ、手続きを進めてください。

なお、本措置に同意し、手続きを行わない場合は、「誓約書（外国人レジデンストラック）」を発行いたしません。

また、「短期商用等」査証は在外日本国公館（日本大使館または総領事館等）で審査されるものであり、本学がその取得を保証するものではありませんので、その旨、あらかじめご了承ください。

【日本への入国にあたって必要となる手続きの概要】

- ・ 志願者個人で行うもの
 - ①査証取得の申請、②渡日前のPCR検査、③渡日後（自主待機中）の飲食の手配（入国後に購入することは可能）、④自主待機期間終了後の交通手段の確保 等
- ・ 本学の指定業者（株式会社JTB）が行うもの（「AMARYS」を使用）
 - ①民間医療保険への加入、②航空券の手配、③宿泊施設の確保、④ハイヤー（専用車）の手配、⑤東京着の場合の新幹線（東京－新大阪）の手配（東京での自主待機期間終了後に移動） 等

【手順1】 「AMARYS」にアクセスし、個人情報・旅行情報の登録

(1) 「AMARYS」へのアクセス・本学への提出書類の準備

●AMARYS(関西大学受験者用レジデンストラックシステム)

https://amarys-jtb.jp/kansai_univ2/ (⇐ 博士課程)

https://amarys-jtb.jp/kansai_univ4/ (⇐ 専門職課程)

〔本学への提出書類〕

1. 「誓約書（外国人レジデンストラック）」発行申請書〔本学所定の用紙〕
2. 「誓約書」（短期商用等査証取得のため）〔本学所定の用紙〕
3. 「滞在予定表」〔本学所定の用紙〕
4. 学費支弁者の「銀行残高証明書」
5. 学費支弁者の「在職証明書」および「収入証明書」
6. 学費支弁者が志願者本人以外の場合、志願者本人との関係を証明する公的証明書

※ 学費支弁者が志願者本人である場合、上記4は志願者本人名義の銀行残高証明書をご用意ください。

なお、その場合、上記5と6の提出は不要です。

上記1～3の書類は「AMARYS」より〔本学所定の用紙〕をダウンロードのうえ、誓約事項や注意事項等を確認し、作成してください。

※ 「誓約書 (外国人レジデンストラック)」発行申請書に記載の、誓約・防疫事項に違反した場合、今年度の入学試験の受験を一切認めません。また、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。なお、入学検定料・選考料は返還いたしません。

(2) 「AMARYS」への個人情報の登録・本学への書類の提出

〔本学への提出書類〕1～6を作成後、「AMARYS」の「個人情報登録・旅行情報登録」に進み、個人情報の登録および〔本学への提出書類〕1～6の画像またはPDFをアップロードしてください。

※ 「AMARYS」への登録には、手続きの概要や個人情報の取り扱いに関する同意条項等を確認のうえ、登録してください。また、ログイン情報 (ID・PW) はご自身で設定のうえ、忘れないようにしてください。

〔本学への提出書類〕1～6の原本は、Web エントリーの登録完了後に、出願書類と同封して提出してください。

〔本学への提出書類〕1～6に不備がないこと、また出願手続 (Web エントリー、入学検定料・選考料の納入、出願書類提出) が完了していることを確認した後に、本学で審査を行い、本学より「短期商用等」査証取得の申請に必要な書類を発行します。

[注意]

- ・〔本学への提出書類〕1～6に不備があった場合や本学への提出が遅れた場合、本学からの書類の発行が遅れ、査証の取得が間に合わず、入学試験までに来日できない可能性があります。
- ・本学での審査により、「短期商用等」査証取得に必要な書類を発行しない場合があります。
(例：修学に必要な経費支弁能力がないと判断した場合 等)
- ・レジデンストラックの運用にあたっては、渡日前から入国後の健康観察 (PCR 検査を含む)、行動制限等、株式会社 JTB の指示に従ってください。
- ・レジデンストラックの運用にかかるすべての費用は志願者個人の負担となります。

■ 「AMARYS」を通じて手配するもの

保険料、航空券、宿泊費 (自主待機期間+滞在費)、ハイヤー (専用車) 代 (空港-宿泊施設)、東京着の場合の新幹線代 (東京-新大阪、東京での自主待機期間終了後に移動)、事務手数料 (5,000 円) 等

* 日本国内における民間医療保険は「AMARYS」への登録で加入することになります。

* 宿泊施設 (自主待機場所) や入国後における空港から宿泊施設への移動 (ハイヤー) は株式会社 JTB が手配します。なお、査証の取得等ができず渡日ができなかった場合や当日入学試験を欠席する場合、宿泊費や航空代等については手配後、取消料がかかります。

* 事務手数料 5,000 円が必要になります。万が一、査証の取得等ができず渡日ができなかった場合や当日入学試験を欠席する場合は、事務手数料は返還されませんので、予めご了承ください。

* 航空券は、入学試験実施日の 15 日前までに入国できるよう手配します。

■ 志願者個人が手配するもの

渡日前の PCR 検査、渡日後 (自主待機中) の飲食費、自主待機期間終了後の交通費 等

(3) 在外日本国公館（日本大使館または総領事館等）への申請

【手順1】の（1）（2）完了者に対して、本学より以下の書類を発行します。

1. 「招へい理由書」
2. 「滞在予定表」
3. 本学入試センター所長の「在職証明書」
4. 「誓約書（外国人レジデンストラック）」

上記1～4の発行書類（PDF）を、登録されたメールアドレスへ送信します。

また、上記3の発行書類（原本）は、登録されたご自宅宛に、国際宅配便（DHL）により郵送しますので、上記1～4の発行書類及び「短期商用等」査証申請に必要な書類（パスポート、写真等）を持って、申請手続を行ってください。

なお、上記4の発行書類は PDF を2部印刷し、在外日本国公館へ申請手続を行ってください。

※ 申請手続に先立ち、上記3の資料は写しでも申請可能か、上記4点の書類で「短期商用」査証を取得可能か等、お住まいの地域にある在外日本国公館へ、ご自身で必ず確認をし、他に必要な書類がある場合は速やかに連絡してください。

(4) 「AMARYS」への旅行情報（航空券&宿泊ホテル、海外旅行保険等）の登録

フライト情報の入力、宿泊ホテルの選択、海外旅行保険の期間等を選択のうえ、【請求額】を確認し、申込みを完了してください。

(5) 渡日前の最終案内

【手順1】の（4）完了者に対して、株式会社JTBから、渡日前の最終案内として、以下の内容をメールにて通知・案内いたします。

- ① フライト情報の案内〔航空券（Eチケット）のPDF〕
- ② 滞在場所の通知〔宿泊施設の案内、チェックイン日、チェックアウト日〕
- ③ 滞在場所への移動手段の通知〔空港から宿泊施設までのハイヤーの案内〕
- ④ 民間医療保険加入証明書の通知〔滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む〕
- ⑤ PCR検査による「検査証明」（陰性証明書）の提出の案内

〔現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得してください。検査証明の取得後、速やかに検査証明の画像またはPDFを「AMARYS」にアップロードしてください。〕

- ⑥ 入国前にインストールするアプリケーションの案内
- ⑦ 入国時に検疫所に提出する「質問票」の記入例の案内
- ⑧ 入国後、自主待機期間（宿泊施設）の健康フォローアップ（自主検温等）の案内

【手順2】 「AMARYS」にアクセスし、入国前の準備

(1) 入国前

- ① 「短期商用等」査証取得後、速やかに「短期商用等」査証の画像または PDF を「AMARYS」にアップロードしてください。
- ② PCR 検査による COVID-19 の「陰性証明書」の画像または PDF を「AMARYS」にアップロードしてください。
- ③ 事前にメールで案内したアプリケーションをインストールしてください。

(2) 入国時

- ① 空港の検疫所で、「質問票」(機内で配布)と「誓約書(外国人レジデンストラック)」(写し)を提出してください。
- ② 空港の検疫所で、COVID-19 の「陰性証明書」を提出してください。
- ③ 空港の検疫所で、インストールしたアプリケーションを提示してください。
- ④ 空港の検疫所で、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所が指示した待機場所に留まり、他の者と接触しないでください。
- ⑤ 株式会社 JTB が手配するハイヤーに乗車し、公共機関を利用せずに宿泊施設まで移動してください。

【手順3】 「AMARYS」にアクセスし、入国後の健康管理報告の登録

入国後は、「誓約書(外国人レジデンストラック)」に基づき、厚生労働省の要請に従った行動をとってください。

- (1) 入国した次の日から 14 日間、当該施設にて待機してください。

自主待機期間中は、不要不急の外出は控えてください。

なお、食事や日用品の購入等で外出が必要な場合は宿泊施設のフロントに「外出届」を提出して、許可を得てください。「外出届」はフロントに備え付けています。

- (2) 自主待機期間中は毎日健康観察を行い、体温および健康状態を「AMARYS」に登録してください。
- (3) 自主待機期間中の位置情報等は、アプリケーションで管理されています。

以上

※上記の手続きは、日本政府と各国との協議・調整の結果で変更される場合があります。

《ご参考》

- 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

<連絡先>

株式会社 J T B 京都支店

Tel : 075-365-7721

E-mail : kyoto_eigyol@jtb.com